

平成 23 年 3 月 22 日

各位

会 社 名 住友信託銀行株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 常陰 均  
コ ー ド 番 号 8403(東証・大証第一部)

厚生年金基金の代行部分(過去分)返上に関するお知らせ

当社が設立いたしました厚生年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、その代行部分について厚生労働大臣から平成 23 年 3 月 1 日付けの過去分返上に関する認可書を受領しました。

これに伴い、当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号)に従い、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務および返還相当額の年金資産の消滅を認識するとともに、代行部分に対応する未認識債務を一括して償却します。

当該事象により、当期(平成 23 年 3 月期)において約 180 億円の利益を計上する見込みです。

また当社では、本件代行返上に伴う損益の変動を抑制する目的で株式投信を購入しておりましたが、本件認可をもって当該投信を解約し、当期において約 60 億円の損失を計上する見込みです。

従いまして、当該事象に伴う当期における税引前当期純利益への影響は、約 120 億円となる見込みです。

なお、当社が既に発表しております当期の業績予想に変更はございません。

以 上

(ご参考)

平成 22 年 5 月 14 日

各位

会 社 名 住友信託銀行株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 常陰 均  
コ ー ド 番 号 8403(東証・大証第一部)  
問 合 せ 先 広報室 03-6256-6302

#### 厚生年金基金の代行部分(将来分)返上に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 27 日に開催された住友信託銀行厚生年金基金の代議員会において、厚生年金基金の代行部分(将来分)の国への返上が決議されたことを受け、同年 4 月 28 日に厚生労働大臣に将来期間の代行部分に係る支給義務免除の認可申請を行いましたので、お知らせいたします。

当該認可を受けた場合は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号)に基づき、厚生年金基金の代行部分(将来分)に係る退職給付債務の減額を認識することになります。また、当該認可から一定期間の後、厚生年金基金の代行部分(過去分)に係る返上の手続きを実施する予定です。

今回の代行部分(将来分)返上による平成 23 年 3 月期の業績への影響は連結・単体ともに軽微となる見込みです。なお、代行部分(過去分)返上を実施した場合には、業績に一定の影響が生じる見込みですが、当該影響額等が明らかになった時点で改めてお知らせいたします。

以 上